

熊谷市庁舎整備基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル 競争実施要領

1 目的

本要領は、熊谷市庁舎整備基本構想策定支援業務委託を実施するに当たり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

熊谷市庁舎整備基本構想策定支援業務

(2) 目的

熊谷市（以下「本市」という。）は、埼玉県と共同で整備を進める北部地域振興交流拠点（以下「北部拠点」という。）に市役所機能の一部又は全部を移転する方向で検討を進めている。

本業務は、北部拠点への市役所機能の移転に当たって、現庁舎の現状と課題、新庁舎整備の必要性を整理するとともに、急速に進展しているデジタル化を踏まえた市民サービスの方向性、行政手続の変化、職員の働き方を検討し、基本理念や基本方針、求められる機能・規模、効率的な各部局の配置等を検討し、市民にとってより便利で、職員にとって働きやすい庁舎の整備に向けた基本構想の策定に関する総合的な支援を受けることを目的とする。

(3) 内容

別紙「熊谷市庁舎整備基本構想策定支援業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 予算額

業務等に要する費用の上限は、20,000,000円（消費税及び

地方消費税を含む。) とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく参加者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条

第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) (1)の資格者名簿に未登載の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア 概要書(様式9)

イ 使用印鑑届(様式10)

ウ 履歴事項全部証明書

エ 財務諸表

オ 直近年度の法人市民税(市内業者の場合)、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

カ 業務経歴書

(7) 平成26年4月1日以降に、地方公共団体における庁舎整備等に係る基本構想、基本計画策定等に関する業務を元請(JV等の場合は代表企業に限る)として受託した実績を有すること。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式1)に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

※ 送信後は、必ず総合政策部企画課に電話し受信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限 令和6年4月8日(月) 17時まで

(3) 提出先

総合政策部企画課

電子メール:kikaku アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。

(4) 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。

(5) 回答日 令和6年4月11日(木)

7 参加申込手続

(1) 一次審査の提出書類

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

ア 提出書類

- | | |
|----------------------------|-----|
| ① 参加申込書(様式2-1) | 1部 |
| ② 参加資格等確認申請書(様式2-2) | 1部 |
| ③ 会社等概要整理表(様式3及び会社パンフレット等) | 15部 |
| ④ 業務実績調書(様式4) | 15部 |
| ⑤ 管理技術者(総括責任者)実績調書(様式5-1) | 15部 |
| ⑥ 担当技術者(業務責任者)実績調書(様式5-2) | 15部 |
| ⑦ 照査技術者実績調書(様式5-3) | 15部 |
| ⑧ 業務実施体制及び体制図(様式6) | 15部 |
| ⑨ 見積書 | 15部 |
| ⑩ 協力会社等調書(様式7) | 15部 |
| ⑪ 以下に掲げる書類 | 2部 |

(f) 業務実績調書に記載した業務の契約書の写し及び業務の内容を証する書類(テクリスの写し等)

(g) 業務実施体制調書に記載した各技術者の資格証明書の写し

(h) 各技術者の実績調書に記載した業務実績で、従事した経験を

証する書類（テクリスの写し等）

※ 一部業務を協力会社に再委託する場合は、業務実施体制及び体制図に協力会社に再委託する業務と担当者、担当者が有する資格等を明記すること。また、資格証明書の写しを提出すること。

イ 提出期限 令和6年4月17日（水）17時まで

ウ 提出先 総合政策部企画課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(2) 二次審査の提出書類

二次審査対象となった者は、提出期限までに次の書類を提出する。

ア 提出書類

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 企画提案書表紙（様式8） | 1部 |
| ② 業務実績調書（様式4） | 15部 |
| ③ 管理技術者（総括責任者）実績調書（様式5-1） | 15部 |
| ④ 担当技術者（業務責任者）実績調書（様式5-2） | 15部 |
| ⑤ 照査技術者実績調書（様式5-3） | 15部 |
| ⑥ 業務実施体制及び体制図（様式6） | 15部 |
| ⑦ 企画提案書（任意様式） | 15部 |
| ⑧ 業務工程表（任意様式） | 15部 |
| ⑨ 見積書 | 15部 |

※ 上記②～⑥の提出書類については、参加申込手続において提出したものと同一の内容のものとする。

※ 企画提案書は、A4判で作成すること。

※ A3判の折り込みは可とする。

イ 提出期限 令和6年4月30日（火）17時まで

ウ 提出先 総合政策部企画課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※ 提出は、A4フラットファイルにて、表紙及び背表紙に会社名を記載して行うこと。

※ 郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時

及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

8 審査方法

(1) 一次審査

ア 審査方法

「7 参加申込手続 (1)一次審査の提出書類 ア」に掲げる書類を総合政策部企画課において審査し、4者以内の者を二次審査対象者として選出する。

(7) 期日

令和6年4月19日（金）

(i) 内容

参加資格の確認及び提出書類による書面審査

イ 評価方法

4者を超える場合は、次の評価採点基準による選考を実施する。

(7) 評価採点基準及び配点表

評価採点基準項目	配点
提案事業者の参加資格(7)に該当する業務の実績	15
配置予定管理技術者の参加資格(7)に該当する業務の実績	10
担当技術者の参加資格(7)に該当する業務の実績	10
実施体制	5
提案価格（最低提案価格/提案価格）×10点	10
合計	50

※上記採点は、一次審査にのみ適用する。

(i) 評価点の考え方

評価採点基準及び配点表による評価点と同点の場合、「提案事業者の参加資格(7)に該当する業務の実績」の点数が高い者を上位とする。先の点も同点の場合、「配置予定管理技術者の参加資格(7)に該当する業務の実績」の点数が高い者を上位とする。

(ウ) 通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知」を行う。

一次審査で各条件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

(2) 二次審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により熊谷市庁舎整備基本構想策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

ア 審査方法

(7) 期日

令和6年5月9日（木）

詳細は「参加資格審査結果及び二次審査対象に関する通知書」により別途通知する。

(イ) 場所

熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所（予定）

(ロ) 持ち時間

各者30分以内

（準備5分、説明15分以内、委員からの質疑10分以内）

(ハ) 内容

審査当日は、原則として、提案書の内容についての説明は、提案書に記載されている管理技術者が行い、審査委員会委員が行う質問に対する回答は、管理技術者以外でも可とする。

なお、パワーポイント（提案内容を要約したもの）の使用は可とするが、事前に提出した二次審査提出書類で示した内容からの追加資料（追加提案）は認めない。

(ニ) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、管理技術者を含め5名以内とする。

(ホ) その他

特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(7) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(4) 選定

合計の評価点で最高点を得た者を契約候補者として特定する。

なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、以下の順で選定する。

- ① 「業務の理解度及び手法等」の点数が高い者を契約候補者とする。
- ② ①の点数も同点の場合は、見積書の額の低い者を契約候補者とする。
- ③ ①の点数及び②の額が同じ場合は、委員長を除く委員の投票による多数決で決定する。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者として特定する。

(g) 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価項目		審査基準	配点
類似業務の受注実績	過去の同種又は類似業務の実績	類似業務に係る実績を有しており、本業務の目的達成に有効であると認められるか。	10
業務の実施体制等	管理技術者、担当技術者及び照査技術者の業務実績	各技術者は同種又は類似業務に係る知識や実績を有しており、業務の目的達成に有効であると認められるか。	10
	業務の実施体制	業務の遂行に必要な人員体制が確保されており、各技術者間の役割の明確さ、連携体制は十分期待できるか。	10
業務の理解度及び手法等	業務の理解度	業務内容の要点を的確に理解・把握しており、業務の目的達成に向けた適切な考え方を有しているか。	10
	提案の的確性、独創性、実現性	必要な検討事項の整理ができており、実現可能性の高い適切な提案となっているか。	30
	工程計画の妥当性	適切な業務スケジュールが提案されているか。	10
提案価格		提案価格（最低提案価格/提案価格）×20点	20
合計			100

(i) 評価の考え方

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、最も優れた提案をした1者のみに満点を付し、それに比較して他者は下回る点数を付す（他者の点数は同点数可）。

なお、提案価格の点数については、上記の算式に各者の提案価格を代入して得た点数の小数点以下を切り捨てた整数値とする。

※参加者が1者の場合は、上記満点を付す考えは適用しない。

(h) プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評

価採点の対象としない。

ウ その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

(7) パソコンは提案者が用意すること。（電源使用可）

(4) スクリーン、プロジェクター及びレーザーポインターは市が用意する。

9 選定結果

(1) 通知方法

全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期

令和6年5月15日（水）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点

※ア以外の提案者の名称はABC標記とし、得点順に標記する。

エ 契約候補者の選定理由

※提案者が1者のみで契約候補者となった場合は、契約候補者の名称のみ公表とする。

10 契約締結

選定後、市は対象業務等について契約候補者と協議を行い、業務委託仕様書を作成する。契約候補者は改めて見積書を提出し、随意契約を締結する。

11 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があり、プロポーザル競争の契約の契約候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報は、選定後の公開とする。

12 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに企画課宛てに提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

成果品の著作権については、原則として市に帰属するものとする。ただし、提案内容に関し第三者に帰属する著作権等に抵触する可能性

がある場合には、市と受注者の間で別途協議するものとする。

13 日程

令和6年4月	1日(月)	実施公告並びに参加申込及び質問開始
	4月8日(月)	質問締切
	4月11日(木)	質問に対する回答
	4月17日(水)	参加申込及び一次審査提出書類締切
	4月19日(金)	一次審査結果通知
	4月30日(火)	二次審査提出書類締切
	5月9日(木)	プレゼンテーション審査
	5月13日(月)	選定委員会への報告
	5月15日(水)	選定結果通知

14 問合せ先

熊谷市総合政策部企画課 担当 松岡、大木

電話：048-524-1111 内線529

FAX：048-525-9222

E-mail：kikaku アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。